

どの住宅(アパート等)にも 必ず火災警報器の設置が必要となります

住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅は、平成18年6月1日施行。既存住宅は、平成21年6月1日から適用となります。



住宅用火災警報器とは？

火災により発生する煙(熱)を感知すると警報音等で知らせます。

電池式と電源式があり、電池式は比較的簡単に取り付けできます。

設置義務のある場所は...

《階数に関係なく》

就寝に使用する部屋全室(寝室)

寝室がある階の階段の踊り場等

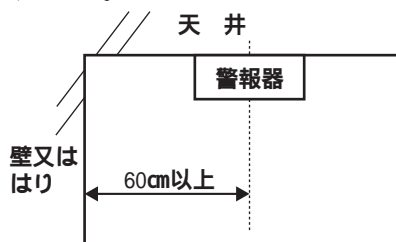
(但し、避難階 1階など容易に避難ができる階は不要です。)

《上記以外に、3階建以上の住宅や未設置の階に居室(4畳半以上)が5部屋以上有る場合は、階段や廊下に付加設置する必要もあります。》

設置する部分は天井又は壁のいずれかです。

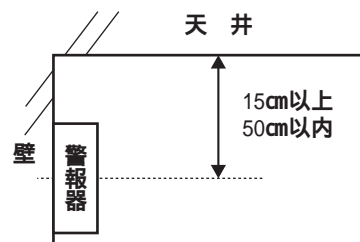
【天井に設置する場合】

壁又ははりから60cm以上離れた位置に取り付けてください。また、エアコンや換気扇の吹き出し口から1.5m以上離してください。



【壁に設置する場合】

天井から15cm以上50cm以内の位置に取り付けてください。



火災警報器は電気店や消防設備業者、ホームセンターなどで販売しています。悪質訪問販売にご注意ください。

【お問い合わせ】富士見消防署予防係 ☎ 61-0119 (有)9195

町では除雪作業を建設業者に委託し、一定の目安を設け必要に応じて行っています。除雪の効果を高め、道路交通の安全を確保するために、皆様のご理解とご協力をお願いします。

尚、町では町道一級・二級路線及び主要幹線道路で各集落を結び、交通量の多い道路の除雪・融雪剤散布・排雪を行います。

- * 除雪は、積雪量が10cmを超えると予想される場合実施します。
- * 融雪剤散布は、除雪完了後凍結が予想される場所を実施します。
- * 排雪は、積雪量が30cmを超えるると予想される場合実施します。

除雪は積雪状況により順次行いますが、各区で路面凍結抑制剤(塩化カルシウム)を坂道や交差点などに散布する場合は、町から支給しますので、ご連絡ください。

道路除雪作業のお願い

地域の皆さんや事業者の方へのおお願い

除雪路線以外の生活道路、歩道、横断歩道橋等の除雪を行ってください。

道路除雪作業後、玄関先に残った雪の除去をお願いします。

道路への雪出し、水路への雪捨ては絶対にしないでください。

除雪の障害となりますので、路上駐車をしていただかないでください。

皆様のご協力を

お願いします。

【お問い合わせ】

建設課管理交通安全係

☎ 62-2250 (代表)

☎ 62-9216 (直通)

(有)9216

メールアドレス

kensetsu@town.fujimi.

nagano.jp

